

地域の防災力向上に向けた連携と協力に関する協定書

宿毛市、宿毛警察署、幡多西部消防組合宿毛消防署及び宿毛海上保安署
(以下「協定締結機関」という。)は、以下のとおり協定を締結する。

(事務局)

第七条 本協定に関する事務局は宿毛市危機管理課に置く。

(目的)

第一条 本協定は、地震、津波、豪雨などによる大規模災害の発生に備え、
協定締結機関の相互連携と協力を高め、地域の防災力の向上を図ることを
目的とする。

本協定の締結を証するため、本書を4通作成し、協定締結機関が署名のう
え、各1通を保有する。

令和4年11月14日

(連携及び協力事項)

第二条 協定締結機関は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に
ついて連携し、協力する。

- (1) 地域の防災及び安全・安心の向上に関する事項
- (2) 防災教育・啓発の充実に関する事項
- (3) 観光客の安全に関する事項
- (4) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

(取組及び実施の細則)

第三条 前条に掲げる事項にかかる具体的な取組内容及び実施方法等(以下
「取組等」という。)は、協定締結機関にて協議のうえ決定する。

(有効期間)

第四条 本協定の有効期限は、本協定を締結した日から1年間とする。ただ
し、有効期間満了の日の1か月前までに他の協定締結機関に対する書面に
よる協定の終了の申し出がない場合は、本協定は1年間延長され、その後
も同様とする。

(守秘義務)

第五条 協定締結機関は、本協定に基づく取組等により相手方から知り得
た秘密事項は、本協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、相手方
の許可なく第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない。

(協議)

第六条 本協定に定めのない事項又は協定に関して疑義が生じたときは、
その都度協定締結機関にて協議のうえ決定する。

協定締結機関

高知県宿毛市希望ヶ丘1番地
宿毛市

市長

高知県宿毛市幸町7番54号
宿毛警察署

署長

高知県宿毛市和田1412番地1
幡多西部消防組合宿毛消防署

署長

高知県宿毛市片島10番60-6号
宿毛海上保安署

署長